

商標権	判決年月日	平成30年12月10日	知財高裁第2部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10067号	
<p>○ 「POLO」, 「BRITISH COUNTRY SPIRIT」及び「HOME」の欧文字を三段に横書きした商標をその指定商品に付して使用した場合, 当該商品が, 「POLO RALPH LAUREN」, 「P o l o R a l p h L a u r e n」及び「ポロ ラルフ ローレン」の文字, 並びに, 「POLO」と「RALPH LAUREN」の文字を上下二段に併記してなる商標を使用している会社の業務に係る商品であると誤信され, 出所の混同を生ずると判断した事例。</p>			

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 商標法4条1項15号

(関連する権利番号等) 商願2014-10044号, 不服2016-12344号

判 決 要 旨

1 本件は, 「POLO」, 「BRITISH COUNTRY SPIRIT」及び「HOME」の欧文字を三段に横書きした商標の登録出願についての拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり, 争点は, 商標法4条1項15号該当性の有無である。

2 本判決は, 概略, 以下のとおり判示して, 原告の請求を棄却した。

(1) 「P o l o」(大文字表記を含む。)又は「ポロ」の文字からなる商標(以下「引用商標」という。)は, ザ・ポロ・ローレン・カンパニー・リミテッド・パートナーシップ(以下「ラルフ社」という。)が取り扱っている衣料品等の商品の出所を示すものとして, 取引者及び需要者において認識され, ラルフ社が使用している「POLO RALPH LAUREN」, 「P o l o R a l p h L a u r e n」及び「ポロ ラルフ ローレン」の文字, 並びに, 「POLO」と「RALPH LAUREN」の文字を上下二段に併記してなる商標の略称として周知著名であり, その程度はかなり高いものと認められる。

(2) 本願商標と引用商標は, 外観, 称呼が同一であり, 指定商品に使用された場合は, ラルフ社の商品という同一の観念を生じさせるから, 類似しているといえる。

(3) 本願商標の指定商品は衣料品等であり, 引用商標もラルフ社製の衣料品等を示すものとして使用されているから, 本願商標と引用商標とでは, 取引者及び需要者は共通する。

(4) 原告製の衣服をラルフ社製の衣服と誤認して, その中古品をウェブサイトに出品している事例が少なからずあり, また, 原告製の衣服をラルフ社製の衣服と誤認して購入したり, 原告製の衣服をラルフ社製の衣服と誤認してウェブサイトで紹介したりする事例もあること等が認められることからすると, 多くの者が, 原告製の商品をラルフ社製の商品

と誤解して購入等しているものと推認される。したがって、原告が使用している商標又は、それに似た商標を付している商品とラルフ社製の商品との間に、現実に出所の混同が生じていることは明らかであるから、本願商標についても出所の混同が生じるものと認められる。

(5) 以上からすると、引用商標の独創性の程度が造語による商標に比して低いことを考慮しても、本願商標をその指定商品に使用した場合、当該商品がラルフ社の業務に係る商品であると誤信され、出所の混同を生ずるおそれがあることは明らかである。